

○敦賀市市章の使用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の市章の使用に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において市章とは、敦賀市紋章制定の件（昭和27年敦賀市告示第9号）に定める紋章をいう。

(使用承認の基準)

第3条 市章の使用は、公共性及び公益性を有し、市の施策の推進上有益であると認められる場合に限り承認するものとする。

2 市章の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、その使用を承認しない。

- (1) 市の信用又は品位を損うおそれがあるとき。
- (2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 市の事業と混同されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治活動、宗教活動又は営利活動に利用するとき。
- (5) 暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者の利益となるおそれがあるとき。

(使用申請)

第4条 市章を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市章使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市及びその関係機関が市の事務又は事業において使用するときは、この限りでない。

(使用承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者に対し、市章使用承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第6条 市長は、市章を使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する使用承認の基準を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他の不正の方法により使用承認を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、直ちに使用を中止するとともに、既に市章を使用した物品等を回収するように努めなければならない。

3 市長は、使用承認の取消しに伴い使用者に損失が生じても、その補償の責めを負わない。

(庶務)

第7条 市章の使用承認に係る手続は、総務部総務課において行うものとする。

附 則 この要綱は、令和2年7月7日から施行する。

附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

市章使用承認申請書

年 月 日

敦賀市長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先 _____

下記のとおり市章を使用したいので申請します。

記

1. 使用目的・内容	
2. 使用方法	
3. 使用期間	年 月 日～ 年 月 日
4. 使用見本又は使用案	別添のとおり
5. 特記事項	

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

敦賀市長

市章使用承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請があった市章の使用については、下記のとおり通知します。

記

通知区分	承認 ・ 不承認
使用条件又は 不承認理由	